

令和2年度ふるさとものづくり支援事業

1. 制度目的

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が当該市町村に対し補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進するものです。

2. 事業内容

- 新商品開発に取り組む企業等に対して市町村が必要な経費の補助を行うときは、経費の規模に応じて、補助金を交付します。(A～Cタイプ)
- これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化、市場調査、販路開拓等を実施しようとする事業に対して、補助金を交付します。(Dタイプ)

3. 公募概要

補助対象者	市町村（特別区を含み、政令指定都市を除きます。） ※企業等に対する補助金は市町村から交付します。
補助上限額	・Aタイプ 1,000万円 ・Bタイプ 500万円 ・Cタイプ 100万円 ・Dタイプ 200万円
補助率	補助対象経費の2/3以内 (過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯においては9/10以内)
補助対象経費	A～Cタイプ：補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費等 Dタイプ：上記に加え、パッケージデザイン・ネーミング委託経費など、試作品を商品化の軌道にのせるために必要な委託に要する経費 ※具体的な経費の内容については、下記に問合せください。
補助対象期間	令和2年4月1日～令和3年2月28日
採択件数	全体で8件程度
公募期間	令和元年9月2日(月)～令和元年10月31日(木)【財団必着】 ※公募は1回のみです。
留意事項	(1) 商品開発において新技術を導入する事業や全く新しい商品の開発を行う事業、産学官金の連携等地域全体で取り組む事業等を重点的に支援します。 (2) 事業が国庫補助を受けている場合や企業等が債務超過となっている場合は対象となりません。 (3) 事業の研究開発の主要部分を委託するものは対象となりません。(A～Cタイプ) (4) 補助事業の成果については、地域振興策の実例として、当財団の広報媒体を通じて公表します。 (5) 申請書類は採否にかかわらず返却しません。
問合せ先	(一財) 地域総合整備財団<ふるさと財団> 融資部企画調整課 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階 TEL: 03-3263-5586 FAX: 03-3263-5732 E-mail: kikaku-ka@furusato-zaidan.or.jp URL: http://www.furusato-zaidan.or.jp/

ふるさとものづくり支援事業

制度目的

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が当該市町村に対し補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進するものです。

補助率

補助対象経費の2/3以内（過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯は9/10以内）

事業区分・補助上限額

新商品開発に取り組む企業等に対して市町村が補助を行うときに、必要な経費の規模に応じて財団が補助金を交付するA～Cタイプと、試作品完成後の本格的な商品化に向けた事業化や市場調査、販路開拓等に対して市町村が補助を行うときに、財団が補助金を交付するDタイプがあります。

【新商品開発に対する補助】

Aタイプ: 補助上限額 1,000万円

Bタイプ: 補助上限額 500万円

Cタイプ: 補助上限額 100万円

【商品化に対する補助】

Dタイプ: 補助上限額 200万円

○補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日

○公募期間

令和元年9月2日～令和元年10月31日

【新商品開発例】



木材の曲げ加工技術による
メガネケースの開発



竹を原料とした抗菌剤の開発



特殊シリコンリング装着による
保温性を高めたカップの開発



島の伝統文化を活用した
巣蜜商品開発

補助事業のイメージ図

